

第五次多賀城市子ども読書活動推進計画に係る意見募集要領

1 意見を求める内容

第五次多賀城市子ども読書活動推進計画

2 意見募集対象

市民、市内在勤・在学者

3 意見募集の趣旨・目的・背景

読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を積極的に推進するため、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）が公布・施行されています。

本市では、子どもの読書意欲が向上するよう、積極的に子どもの読書のための環境の整備を推進していますが、令和3年3月に策定した「第四次多賀城市子ども読書活動推進計画」が、令和8年3月末に終了することから、現在、「第五次多賀城市子ども読書活動推進計画」（以下「第五次計画」という。）の策定に向けて取り組んでいます。

この第五次計画の策定に当たり、今後の参考とさせていただきたく、今回広く皆様からの意見を募集するものです。

4 資料の閲覧方法

(1) 市ホームページからのダウンロード

(2) 多賀城市役所（多賀城市中央二丁目1番1号）西庁舎5階
教育委員会事務局生涯学習課窓口にて閲覧

(3) 市立図書館（多賀城市中央二丁目4番3号 多賀城駅北ビルA棟）
1階カウンター前記載台にて閲覧

(4) 山王地区公民館分室（多賀城市南宮字毛上28）、大代地区公民館分室（多賀城市大代5丁目1番46号）
窓口にて閲覧

5 意見募集期間

令和7年11月18日（火）から令和7年12月1日（月）まで

6 意見提出方法

別紙意見記入様式を用い、次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 意見募集入力フォーム

市ホームページの意見募集入力フォームに直接入力し、送信してください。

(2) 直接持参

募集期間内の8時30分から17時15分まで（土、日及び祝日は除きます。）に多賀城市役所（多賀城市中央二丁目1番1号）西庁舎5階教育委員会事務局生涯学習課へお持ちください。

(3) 郵送

意見募集様式を募集期間内必着で次の宛先に郵送してください。

宛先 〒985-8531多賀城市中央二丁目1番1号
多賀城市教育委員会事務局生涯学習課

(4) ファクシミリ

ファクシミリ番号（022-309-2460）宛てに送信してください。

(5) Eメール

Eメールアドレス（gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp）宛てに、件名を「第五次多賀城市子ども読書活動推進計画に関する御意見」とし、様式を添付して送信してください。

7 いただいた意見の取扱い

- (1) 提出いただいた意見は、最終的な決定における参考とします。
- (2) 意見に対しては、市の考え方を示して市ホームページ上で公表します。公表に際しては、個人特定防止、第三者の利益保護、公表紙面等の都合により、意見を整理し、編集することがあります。
- (3) 意見に対しての個別の回答や提出書類の返却は行いません。

8 意見提出に係る留意事項

- (1) 意見提出は、意見を正確に把握する関係から、任意様式の使用、口頭や電話での提出は、受け取ることができません。
- (2) 意見が1,000文字を超える場合には、意見を正確に把握する関係から、提出方法等について、あらかじめ下記問い合わせ先までお問合せをお願いします。
- (3) 提出者の氏名・住所等個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき保護します。
- (4) 提出された意見記入様式については、公文書となることから、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）の規定の基づく情報公開の対象となります。
- (5) 本市及び第五次多賀城市子ども読書活動推進計画に直接関係しない意見（例：国や県の専権事項に属する内容、特定の民間企業の企業活動に関する内容）については、公表及び市の考え方の提示を行わないことがあります。

問い合わせ先

多賀城市教育委員会事務局生涯学習課

担当 本田、佐藤

住所 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

電話 022-368-2444

FAX 022-309-2460

Eメール gakusyu@city.tagajo.miyagi.jp